

発言通告表（一般質問）

平成30年9月定例会

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
5	萩田 丈仁（21）	<p>1. 観光インフラでもある須津川溪谷のバンジージャンプ事業の現状と有効活用について</p> <p>富士市が誇るべき景観を持つ須津川溪谷の溪谷橋を利用したバンジージャンプが、日本で唯一のバンジージャンプ運営会社であるスタンダードムーブ社により富士バンジーとして命名され、平成28年8月23日より、期間限定での試行運営が始まった。その後、好評につき、試行期間が延長され、この4月より本格運営がされている。</p> <p>富士バンジーが運営され始めて既に2年以上たつが、富士市において今までなかったチャレンジスポーツとして、新たな交流人口の掘り起こしやメディア等でも取り上げられることで富士市のシティプロモーションにも貢献していると思われる。実際、特に市外県外から多くの若い方たちが利用している状況や、今までもテレビドラマの撮影場所やバラエティ番組等でも利用されており、今までと違う脚光が当たる効果があらわれ始めているのは、議会でも取り上げながらバンジージャンプ導入を推進してきた立場としてもうれしいことではある。ただ、現在、日本で6番目に運営され始めた東海地区で唯一のバンジースポットであることはネット上では知られているが、いまだ、富士市に住んでいる人達でさえ須津川溪谷でバンジージャンプを運営されていることを知らない人も多い。また、地域の人達にもバンジージャンプが本格的に運営されている状況は伝わっていないように思われる。</p> <p>改めて、須津川溪谷でのバンジージャンプ事業の本来目指すべき姿は、行政と地域と運営会社がそれぞれにメリットがあるべきと思っている。富士市の新たな観光施策として、せっかく富士市で始まったバンジージャンプ事業が正式に富士市と契約がなされて官民連携の運営がされている以上、市としては運営会社と連携を強化して情報発信をするべきであり、地域の活性化策につなげるべきである。また、この事業を長期運営する上でも溪谷橋周辺整備を含め、さらなる須津川溪谷のインフラの整備が求められる。現状では、富士市須津川溪谷総合的整備計画が策定されてはいるが、今後、富士市観光基本計画での重点取り組みとして見直すべきである。</p> <p>バンジージャンプ事業の効果を検証しつつ、富士市にも地域にもさらに大きなプラスになるような有効活用と須津川溪谷の整備促進を求め、以下の質問をする。</p> <p>(1) 試行運営されてからの利用状況及び本格運営されてからの利用状況はどのようになっているのか。</p> <p>(2) バンジージャンプの運営による効果や課題をどのように捉えているか。</p> <p>(3) 正式な運営に当たり、契約はどのようにされたのか、利用還元の使い方を含め地域での説明はされているのか。</p>	市長 及び 教育長 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
5	荻田 丈仁（21）	<p>(4) 市外の多くの方たちが訪れている状況を鑑みれば、溪谷橋周辺整備を含め、基本計画でも観光インフラに位置づけ重点的な取り組みに見直した上で須津川溪谷の整備を早めるべきと思うがいかがか。</p> <p>(5) 富士市としての観光連携での仕組みや観光プロモーションとしての活用をもっとすべきと思うがいかがか。</p> <p>2. 富士市での新元号への対応について</p> <p>来年の5月1日より、新たな天皇のもとで新元号にかわる。政府は当初、改元の準備期間を長くとるため今夏ごろの公表を検討したが、新元号の発表によって天皇陛下と新たに即位する皇太子殿下という二重権威が生じるとの懸念が強まり、公表時期をできるだけ即位日に近づける方向となった。そのような中で新元号への切りかえを準備する関係省庁連絡会議において、「新元号の公表時期を改元1カ月前と想定して準備を進める」との方針を決めた上で、菅義偉官房長官は、「システム改修など作業上の便宜として、新元号の公表日を改元の1カ月前と想定し、準備する」と語っている。新元号にかわることへの対応が各自治体で求められる中で、市民生活に影響がないよう富士市においてどのようにしていくのか以下質問をする。</p> <p>(1) 改元に際し、市民生活への影響や市の対応として想定される課題は何か。</p> <p>(2) 新元号の公表は平成31年4月1日想定との報道がされたが、市のシステムの改修をどう進めていくのか、同時に新元号へ対応がスムーズに移行するための庁内の取り組みはどのようにするのか。</p>	市長 及び 教育長 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
6	小山 忠之（26）	<p>1. 豪雨災害及び地震災害を踏まえた防災対策について とりわけ東日本大震災以降、国内各地で歴史を塗りかえるような災害が発生している。ことし7月の西日本豪雨災害しかり、また9月の北海道胆振東部地震もまたしかり。豪雨は河川の堤防を決壊させ大水害をもたらし、地震では想定をはるかに超え想像を絶する土砂崩れ、山崩れを引き起こした。これらを踏まえて伺う。</p> <p>(1) 平成30年7月の西日本豪雨災害を踏まえて 中でも、岡山県倉敷市真備町における河川の堤防決壊は、河川の合流先の増水により流れがせきとめられる、バックウォーター現象が発生したことが要因とされた。そこで、</p> <p>① 富士市内で豪雨時にバックウォーター現象が危惧される河川及び浸水想定エリアをどう捉えているか。そのハード、ソフト、避難対策はどのように考えているか。</p> <p>② 大災害時の初期対応は、被災現場へ救助隊等を誘導するための道路啓開（けいかい）とされる。体制づくりにどう取り組んでいるか。</p> <p>③ 災害ごみ（瓦れき、し尿等）の処理について、処分場が機能しない場合の仮置き場の確保にどう取り組んでいるか。地域別の対応はどうか。</p> <p>④ 西日本豪雨災害支援でトイレトレーラーを貸し出した。その成果及び課題をどう捉えたか。また、トレーラーを初めて購入した自治体として、全国ネット構築の役割を担うべきではないか。</p> <p>⑤ 災害時の停電、断水状態でのトイレ確保について、安全性や衛生維持に関してどう周知しているか。西日本豪雨災害などこれまでの災害時事例からどのような課題と教訓を得ているか。</p> <p>(2) 豪雨災害及び北海道胆振東部地震災害を踏まえて 北海道胆振東部地震では、まさに未曾有の土砂崩れ、山崩れが引き起こされ、雨と揺れに対するその意外なもろさが示された。そこで、</p> <p>① 大きな地震動に対する急傾斜地等の安全対策について、改めてどのように対処していくか。</p> <p>② 台風21号に伴う強い風雨（9月4～5日ごろ）を受け、市内大淵地先の残土処理現場から民家の近くに泥流が流出する事態が発生している。これに関して、</p> <p>ア 泥流の流出の原因と対応・現況及び今後への対応について</p> <p>イ 市内山麓に広く点在する類似箇所について、改めて調査・点検及び必要な改善指導等の安全対策の徹底を図るべきと考えるが、どうか。</p> <p>2. 親切丁寧かつ効率的な窓口業務の設定について 庁内の各部課間にまたがる問題・懸案事項等に関して、町内会等、地域からの要望を受けとめ迅速・的確な解決に結び</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発 言 の 要 旨	答 弁 者
6	小山 忠之（26）	<p>つけるべく、窓口業務を一元化することが望まれる。そこで、たらい回しをなくすためのまちづくり課の機能の強化について</p> <p>(1) 町内会等から寄せられる要望等に迅速にして親切丁寧かつ、効率的に対処するため、要望等は原則としてまちづくり課に一元的に集約し関係各課との一体的な調整を図るようにはどうか。</p> <p>(2) その際、まちづくり課については、各課間の調整機能が十分に果たせるよう、必要な権限を付与することが望ましいと考えるが、どうか。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
7	藤田 哲哉（8）	<p>1. 「水防災意識社会」構築について</p> <p>平成27年9月の関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流により家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。</p> <p>また、これらに住民の避難のおくれも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。</p> <p>今後、気候変動の影響により、このような施設的能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念される。</p> <p>こうした背景から、平成27年12月に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による『水防災意識社会』の再構築に向けて～」が答申された。</p> <p>本答申において、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、水防災意識社会を再構築する必要があるとされていることを踏まえ、国土交通省は新たに、水防災意識社会再構築ビジョンを発表した。</p> <p>このような中、平成28年8月以降に相次いで発生した台風による豪雨災害では、中小河川においても甚大な被害が発生しており、水防災意識社会の再構築に向けた取り組みをさらに加速させ、全ての地域においても取り組みを推進していくことが必要との考えから、岳南地域における県管理河川においても、河川管理者、市の関係機関が連携・協力して減災のための目標を共有し、意識変革と災害リスクに応じたハード・ソフト対策を一体的、計画的に推進するため、富士市、富士宮市、気象庁静岡地方气象台、国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所、県危機管理部、県東部危機管理局、県交通基盤部河川砂防局、県富士土木事務所が構成機関となり、平成29年3月に岳南地域豪雨災害減災協議会を設立した。</p> <p>第1回目の協議会では、減災に向けた目標を1「逃げ遅れによる人的被害をなくすこと」、2「氾濫発生後の社会機能を早期に回復すること」と定めた。</p> <p>その後、平成29年6月に国土交通省水管理・国土保全局から、「水防法第15条の9及び第15条の10に基づく『大規模氾濫減災協議会』の運用について」の通知を受け、第2回目の協議会では、同協議会を「岳南地域大規模氾濫減災協議会」へ移行、岳南地域の減災に係る取り組み方針を取りまとめた。</p> <p>そこで、減災のための目標1「逃げ遅れによる人的被害をなくすこと」達成に向け、水害リスク情報等の共有による確実な避難の確保のための取り組みについて以下同う。</p> <p>(1) 水害リスク情報等の共有に向けた取り組みでは、現在、水防法の改正に伴い、想定しうる最大規模の降雨（100年に一度の雨）に基づく洪水浸水想定区域図が公表され、ハザードマップについても更新に着手している。そこで、今までのハザードマップに比べて避難者数や安全な避難場所</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
7	藤田 哲哉（8）	<p>が異なる場合の対応として、特に危険なエリア（地区の特性として早期に立ち退き避難が必要な場所という考え方）を示すことも必要となってくると思われるが、どのようにお考えか伺う。</p> <p>(2) これまでの洪水ハザードマップは、50年から150年に一度の雨を想定した浸水想定区域図に基づき作成されているが、今後、これら2種のマップをどのように取り扱うのか伺う。</p> <p>(3) 避難行動を促す取り組みでは、雨量や水位に係るリアルタイム情報の提供を引き続き実施するとしている。現在、富士市防災マップや洪水ハザードマップで静岡県土木総合防災情報サイポスレーダーなど、避難行動等に役立つ雨量、河川水位、気象情報等、水防災に係るリアルタイム情報が配信されているが、市民の皆さんの認識や利用についてどのように捉えているか伺う。</p> <p>(4) 水防災意識社会は、住民みずから積極的に防災情報を入手し、その防災情報の持つ意味を理解し、住民みずから減災に向けて行動をとることであり、そのための意識改革を図る必要がある。</p> <p>そこで、意識改革を図る手段として、マイタイムラインやファミリータイムライン（個人や家族が抱える特性や環境に合わせた事前減災行動計画という考え方）、ローカルタイムライン（地域や町内会の特性に合わせた事前減災行動計画という考え方）をシミュレートする取り組みも必要と思うがいかがか。</p> <p>昨年に引き続き本年も大型台風が本州に上陸した際、本市では避難準備情報・高齢者等避難の避難情報が発令された。各まちづくりセンターでは、防災地区班班長、副班長を兼任するセンター長及び副班長の3人体制で避難場所としてまちづくりセンターを開放し明け方まで運用された。背景に明確な職員配備体制があり、速やかな対応は評価できる点である。</p> <p>しかし、まちづくりセンターへの避難に関しては、地域防災計画上の位置づけがなく、避難の仕方や場所の確認に課題があったように聞き及んでいる。</p> <p>そこで、以下伺う。</p> <p>(5) 大型台風などによる豪雨災害は、情報を的確に捉えることにより予防や減災につなげることができる可能性がある。職員の的確な配備から鑑みると、各まちづくりセンターの位置づけについても明確にすべきと考えるがいかがか。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
8	高橋 正典（9）	<p>1. 公契約における市内業者の処遇について</p> <p>公契約については、過去においても市民から陳情書が出されたり、先輩議員からの質問が繰り返されてきたところである。</p> <p>これまで、市内で起業したさまざまな中小の商工業者が、本市の発展を支えてきた。ここに職を求め日々の生活を送ってきた人々には、それぞれ家庭があり、温かな家族の団らんが元気な子どもたちを育み、その子らがまた本市を支える原動力となる。まさに循環の社会がそこにあり、それゆえに各事業者においては、これからもそれぞれの業務を継続していただきたい。</p> <p>そのような思いから、今回質問として取り上げるのは、本市で行われている公契約の案件で、建設工事関係や建設コンサルタントなどへの委託業務、物品購入などさまざまあるが、本市に本店を置く市内業者の扱いについてである。</p> <p>他市に本店があり本市に支店営業所なる事業所を置く市外業者と、本市に主たる営業所、いわゆる本店を置く市内業者とは、どこかで市内業者の優位性が出てきて当然だと考えるが、契約金額の多寡からその相手先はどこでもよい、安ければよいといった風潮から市外業者が受注していくといった傾向が見られる。</p> <p>近年では、建設コンサルタント業務について言えば、新富士駅周辺や、新東名高速道路の新富士インターチェンジ周辺の区画整理事業など大型事業の業務が発注されてきた。</p> <p>また、市民が安全安心に日々の生活が送れるよう、市街地において、市道の拡幅における測量設計業務、これに係る移転物件調査などの業務、あるいは、橋梁の点検や修繕等設計業務、また、上下水道設備における配管の敷設や耐震化工事における設計業務など、市内あらゆるところで幅広く作業が行われており、これがもととなって工事が発注され、インフラ整備が進められていく。</p> <p>そのような委託業務が数多く契約されているが、最近の資料を見ると、市内に本店がある業者より、市内に支店、営業所を置く市外業者の受注額が勝っているという現状がある。</p> <p>そこで、以下質問する。</p> <p>(1) 初めに、建設コンサルタント業務について</p> <p>① この業界における市内業者と市外業者の分類について</p> <p>② この委託業務における指名競争入札と一般競争入札の設定基準について</p> <p>③ 指名競争入札時における指名業者数の設定基準について</p> <p>(2) 次に、物品購入の関係について</p> <p>① この業界における市内業者と市外業者の分類について</p> <p>② 発注形態について、市内業者に配慮した発注がなされているか。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
9	海野 庄三（15）	<p>1. 地球温暖化やヒートアイランド現象で、なお一層の深刻化が予想される猛暑の対策とする基幹体育館へのエアコン設置について</p> <p>小長井市長は、ことし8月の定例記者会見で、近年の猛暑を受け、本年度から取り組んでいる普通教室における児童・生徒への体調や学習環境への影響実態調査の途中経過をもとに、平成32年夏までに全小中学校にエアコン（※1）を設置する予定と発表、9月補正予算には全小中学校への空調設備導入可能性調査費を計上している。</p> <p>近年の猛暑は、地球温暖化（※2）やヒートアイランド現象（※3）によるものとされ、熱中症関係省庁連絡会議は、2013年に熱中症で救急搬送される件数が増加の一途をたどることを受けて、7月を熱中症予防強化月間に設定している。さらに、環境省がウェブサイトで公開している「2100年未来の天気予報」では、現状を上回る温暖化対策が行われない場合、世界の平均気温は21世紀末で4.8度上昇するとの予測シナリオをもとに、21世紀末の日本の最高気温は高知県四万十市で44.9度に達し、東京と名古屋では44度など各地で軒並み40度を超えるとしている。</p> <p>その一方、求められる温暖化対策やヒートアイランド現象対策は、産業経済活動と直結することであり、一気呵成の進展は厳しいと言わざるを得ない。</p> <p>こうした予測と状況下、市財政が厳しい中でも最優先課題として全小中学校の普通教室へのエアコン設置方針を明確に打ち出したことは、児童・生徒の健康と安全の確保を図っていくための英断として高く評価したい。</p> <p>しかし、エアコン設置については、ことしの猛暑以前からスポーツ団体などから市内にある既存の基幹体育館への設置を求める声が上がっている。具体的には富士体育館と富士川体育館の2館である。</p> <p>以下、設置を求めるを紹介しながら、既存の基幹体育館へのエアコン設置も急がれるとの考えの上に立って3点を質問、回答を願いたい。</p> <p>(1) 夏場における体育館での公式大会開催にあたっては、競技種目を問わず、エアコン設備が開催条件となる傾向が強まっていることを、市はどう認識しているのか。</p> <p>(2) 平成29年8月に市は、総合運動公園内に予定する新総合体育館建設に向けて、体育協会などに計画案を説明するとともに意見を聞く場を設けている。その際、質問に答える中で担当課は「順調に進んでも新総合体育館が誕生するのは平成37年度」と述べ、これを受けた形で出席した富士市中学校総合体育大会の開催を担う中体連関係者から「既存の基幹体育館での大会で（熱中症などで）体調不良を訴える選手が多くなっている。これは、決して選手の体力が低下しているわけではなく、室内温度が体力の限界を超えて</p>	市長 及び 教育長 担当部長



順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
9	海野 庄三（15）	<p>いるため」と危険状態を力説しながらエアコン設置を求め、さらにことしに入って体育協会も新総合体育館の早期実現とともに既存の基幹体育館へのエアコン設置を求めている。これらの切なる要望を、市はどう受けとめているのか。</p> <p>(3) エアコン設置の要望に対し、その可否の判断を下すに当たっては、まずもって、どの程度の投資が必要かの、概算事業費の算出が必要となろう。判断材料の基礎データともいえる概算事業費の算出について、どのような考えをお持ちか。また、既に算出に取り組んでいるならば、どの程度の投資額が必要となるのか。</p> <p>※1 エアコンとは日本での通称名で、正式名称はエア・コンディショナー（英：air conditioner）。室内の空気の温度や湿度などを調整する空調施設</p> <p>※2 地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する気象変動。近年の地球温暖化は、温室効果ガスなどの人為的要因や、太陽エネルギーの変化などの環境的要因によるものとされている。人為的に排出されている温室効果ガスの中では、石油や石炭などの消費によって大気中に排出される二酸化炭素の影響量が最も大きいとされている。</p> <p>※3 ヒートアイランド現象とは、都市部の気温がその周辺の郊外部に比べて高温を示す現象。人工的な構造物や排熱が要因とされている。</p> <p>（ウィキペディア フリー百科事典より）</p> <p>2. まちづくりセンターの管理・運営を市直営から各地区のまちづくり協議会を、その器として指定管理者制度に移行することについて</p> <p>富士市は、本格的な人口減少や少子高齢化の進行、ライフスタイルの多様化などによる地域課題の拡大や地域力の減退が危惧される中、小学校区単位のまちづくり活動を将来に確実につなげていくために持続可能なコミュニティのあるべき姿を描き、これを実現するために必要な施策を盛り込んだ富士市まちづくり活動推進計画を平成24年3月に策定、平成24年度から平成28年度までの5カ年を期間として第1次実施計画に取り組んだ。</p> <p>続いて平成29年度からは第1次実施計画をリレーする第2次実施計画に取り組み、この第2次実施計画は市の最上位計画である第五次富士市総合計画に合わせる形で、その期間を平成32年度までの4カ年としている。</p> <p>現在、進行中の第2次実施計画では、市直営のまちづくりの活動拠点であるまちづくりセンターの管理・運営に指定管理者制度（※）を導入する方針を打ち出し、その調査・研究に取り組むことが示されている。これが第2次実施計画の最大のポイント、そう衆目が一致するところであろう。</p>	市長 及び 教育長 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
9	海野 庄三（15）	<p>私は、過去2回、平成29年6月定例会と平成29年9月定例会の一般質問で富士市まちづくり活動推進計画を取り上げているが、その中、平成29年6月定例会では小長井市長から指定管理者について、「その受け皿は、公募により選定する公益社団法人やNPO法人ではなく、各地区のまちづくり協議会を想定している」との答弁を受けている。</p> <p>続く平成29年9月定例会では、指定管理者制度導入の時期についてを問う質問に市長は、「第2次実施計画期間内の平成31年度と32年度の2カ年で指定管理者制度を含めた本市の実情に合った地区住民主体のまちづくりセンターの管理・運営の手法について調査・研究を行う」とし、その上で「(指定管理者制度の)導入が可能であると判断した段階においてモデル地区を設定するなどして順次実施。平成33年度から全地区一斉に地区まちづくり協議会を指定管理者とする管理・運営に切りかえる考えはない」と答弁。これに「地区住民に十分な説明を行い、意見も伺いながら本市に合った管理・運営手法を」を加え、「必ずしも指定管理者イコール地区まちづくり協議会ありきの調査・研究ではない」としている。</p> <p>これらの市長答弁を踏まえ、市直営から指定管理者制度への移行を打ち出したまちづくりセンターの、その移行に向けての調査・研究について、以下、4点を質問、回答を願いたい。</p> <p>(1) 市は、指定管理者制度導入を前提に、平成31年度、32年度の2カ年で、まちづくりセンターの管理・運営の手法について調査・研究としているが、その調査・研究のスケジュールは、どのようになっているのか。</p> <p>(2) 指定管理者制度導入を検討するに当たっては、指定管理料算出の面からもまちづくりセンターが担うべき徹底した業務の洗い出しが必要となり、この業務の洗い出しは調査・研究に向けての基礎データともいえるだけに、直ちに取り組むべきではないか。</p> <p>(3) 市長は、「地区住民に十分な説明を行い、意見も伺いながら本市に合った（まちづくりセンターの）管理・運営手法を」としているが、地区まちづくり協議会の会長会議は平成29年度は年2回、本年度、平成30年度は年3回を予定しているに過ぎない。加えて地区にとって重要課題であるまちづくりセンターの指定管理者制度導入は、トップダウン的に会長会議に報告、意見を受けるだけで処理すべき問題でもない。横断的に地区住民に説明、さまざまな意見を受けとめていくための手法として市と地区住民と近距離の関係にあり、市と地区との接着機能が期待できる各まちづくりセンター職員の活用は考えられないか。</p> <p>(4) 今後の調査・研究で、「まちづくりセンターの運営・管理に指定管理者制度の導入が可能。指定管理者は地区まちづくり協議会に」と決した場合、その移行に向けて市長は「モ</p>	市長 及び 教育長 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
9	海野 庄三（15）	<p>デル地区を設定するなどして順次実施。平成33年度から全地区一斉に地区まちづくり協議会を指定管理者とする管理・運営に切りかえる考えはない」としている。しかし、導入、移行は、目的とするまちづくり活動の活性化のみならず、人件費を基軸とした財政の歳出抑制や、正規・臨時を合わせ5.3%、人数にして142人の職員削減の数値目標も組み込んだ、平成28年度から平成32年度までの5カ年計画である富士市定員適正化計画の円滑な推進という副次的効果も期待できるだけに、決した際には可及的速やかに全地区が取り組むことのできる制度設計も、第2次実施計画期間内で取り組むべきではないか。</p> <p>※指定管理者制度とは、それまで地方公共団体や、その外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を株式会社を初めとした営利企業・公益法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。地方自治法の一部改正で2003年6月13日に公布、同年9月2日に施行されている。小泉内閣発足後の日本において急速に進行した公営組織の法人化・民営化、いわゆる公設民営の一環とみなすこともできる。 （ウィキペディア フリー百科事典より）</p>	市長 及び 教育長 担当部長